

哲學研究

第十九號

第十二卷
第十冊

コーエンの倫理説

西 晋 一 郎

コーエンの「純粹意志の倫理」の説は、其内容が多端なる上に氏獨特の方法メソッドを以て之を羅織し、加ふるに西洋の文化思想歴史特にドイツ國語と密邇不離の様に具體的に論述してある故、其要領といふ如きものを紹介するは頗る難きを覺えるが、以下其説の主要部の一端と思ふ所を叙述して、未だ原文を見ざる人に之を讀むことを勸むる一助としようと思ふ。

道德の唯一内容は氏によれば自

ゼルアスト、ベウストザイン

覺であつて、之を道德的自覺と云ふ。道

德的自覺を生む者を純粹意志と云ふ。純粹意志はあらゆる自然的の司配を脱して内より自ら其内容を生む者である。生むといふも純粹意志の前に純粹意志あつて

生むにあらず、純粹意志其物が自ら成るのである。是は潜在的が現實的となるといふ如きことではない。潜在的といふ如きは逃げ口上である。純粹意志は畢竟課題 *Aufgabe* である。Friction, Hypothesis である。課題の解決で純粹意志が成る。課題の解決は絶對無依の純粹行動 *Handlung* である。純粹意志が課題なる故、道德的自覺は課題である。道德は課題である。

純粹意志が脱する自然とは自然的本能である。男女の情、親子の情、種族的感情、愛國心は自然的本能である。此等を直ぐさま道德の本とするは似而非道德である。同情、道德的情操、美的感情の如きに道德を本づけるは自然主義であつて、自然主義は純粹意志と正さに相容れぬ。普通愛といふのは感性的自己の擴張である。自己の擴張は擴張して民族人類を包容するとも個私の性質を失はぬ。民族の私、人類の私である。小にしては夫婦の私、一家の私、團體の私である。私は道德を壊るもので、皆然主義である。家、民族、其他共同生活は個人が單一態 *Einzelheit* であるに對すれば多數態 *Mehrheit* であるに過ぎぬ。多數態は皆相對的のものであるから此等團體生活を相對的團體 *relative Gemeinschaften* と云ふ。此相對的團體はどれほど擴がつても比較的に大といふに過ぎぬので道德の本にはならぬ。道德は全然其基礎を異にして

全態 *Allheit* に本づく。全態は大さとは其概念を全然異にする。全態に達して個々
 は其眞源を見る。全態に立脚すれば家族民族其大小廣義に拘らず道德を成す。多
 數態が全態に轉ずれば團體は共同體 *Genossenschaft* に轉ずる。共同體の正式なる者
 が國家 *Staat* である。故に國家に立脚して婚姻も家族も民族も人類も始めて道德に
 入るのである。即ち國家に於てのみ人は自覺に達する。此自覺は心理學的のでは
 なく道德的のものである。

「純粹意志の倫理」二五六頁に曰く、意志が自覺を得るは予の自然的個我の中に於て
 にあらず、又相對的團體に對する愛情熱情によつて予を増大するに於てにあらず、唯
 法 *Recht* に於てのみである。唯法の中に、唯國家の中に於て達せらるゝ全態裡に一切
 の個私的を棄却して、予の我 *Ich* を我及び汝 *Ich und Du* の相關裏に思惟し意志する
 ことを人は學ぶ云々。かくて法及び國家が道德即ち道德的自覺の方案的根柢であ
 つて、倫理を宗教、藝術、特に宗教と方案的に全然獨立せしめ、倫理自獨の *Methodik* を得
 るのである。

道德は氣質天賦にあらず、又練習にあらず、只立法によつて成るが、此立法は自己あ
 つて立法するのではなく、歩々の立法によつて自己が成る。立法が立法たる所以の

限定精確を實にするはレヒトである。一切のレヒトは契約 *Vertrag* に歸着する。契約に於ては彼我の相對は我 *Ich* に對する他 *der Andere* の相對でなす。他 *der Andere* は後れ *Es* に過ぎぬ。彼れ *Es* は其れ *Es* として見られ得るものである。彼れ *Es* が汝 *Du* となつて始めて我 *Ich*、其物が成立する。汝 *Du* が出來せねば我 *Ich* も出來ぬ。我 *Ich* と汝 *Du* と相對して現はれたのが取りも直さず我 *Ich* と汝 *Du* との統合即ち眞の我 *Ich* の成立即ち自覺の成るのである。此我 *Ich* と汝 *Du* との對即合が契約で行はれるから、契約は自覺成立の必要且十分なる條件である。契約に歸着すべき一切の法を實にする課題は即ち國家である。國家法則の行はるゝ所に自覺を人は始めて得るのである。國家が表する法 ユリシヤンシエベグリー 人が自覺への道である。左に尙ほ少しく之を詳にせむ。

祖國は民族に本づき、民族は種族に、種族は家族に、家族は婚姻に本づくは自然的發達の徑路であつて、かく婚姻より遂に祖國に擴大する所に人は其個私を脱して道德的自覺に達すと思ふは全く誤である。暫く歴史的發達の跡から論ずるも婚姻から家族、家族から種族といふ如くに進んだのではない。種族が家族と婚姻を成就する原力であり、種族は民族の概念によつて其定立を見たのである。民族の概念の確立は祖國の概念によつて出來たのである。併し何れにせよ此等の共同生活がそれぞ

れに獨立絶對の團體を成し道德的自覺を伴ふは誤であつて、却て此等團體は固執すれば衝突し鬭争を起す性質のものである。畢竟團體を歴史的に層々發達し來る者と見る自然的社會學的概念に道德を求むるが誤の根である。個我が其情愛の範圍を擴げて恰かも大なる胃の腑の如くに益、多くの特殊を吸收し己れを増大してゆく道に由つて道德的自覺に達することは出來ぬ。是は只國家といふ概念に由つて達せられる。現實の國家は權勢ある階級者の司配を免れぬが、國家の國家たる課題は諸の契約に信なる所にある。此信あるが故に權勢の濫用あるに拘らず國家は其根柢其倫理的權利を保持して居る。倫理的權利とは法人として認容せられ、道德的自覺の最高最精確なる範たるの權利である。法人の自覺は意志の統一の自覺である。意志の統一は全體によつて遂行せられる最高の統一を指するので是が國家に於て行はれるのである。或はかゝる國家は空想に過ぎぬと思ふ者もあるが、此輩の空想となす所は吾人にあつては課題 *Fiktion* である。眞面目なる概念である。國家の眞相は丁度此所に見えるのである。國家の根柢が契約にあると會得し兼ねるのは *ルソ*、が既に區別した *volonté universelle* と *volonté de tous* の別を辨へぬからである。

國家意志は契約を豫想すとせば各個意志の參與が必須條件であるが、事實上かゝる

參與は無いのであるから契約説は無根の説であるといふ。然るに團體と共同體と違ふ點即ち多數態と全態と違ふ點は後者は個々の現實的參與を超脱してをる所にある。國家の全態として法人としての價值は丁度此超脱に於て存する。現實的合意によつて始めて出來する團體は多數態に過ぎぬ。團體である。全態の論理的意義は總個人の現實的合意に依頼せぬ所にある。是は國家意志は總個人の意志の協參與を不用と認むる説なりと思ふ者は國家統一は本來課題なることを忘れてをる。道德及法の主體として純粹意志を成し得る者は皆國家に於ける自覺の完成に參與せねばならぬ。一人と雖も道德及法に於て其所を得ざる者あらば國家統一は成らぬ。國家意志の意義はそれが現事實たるにあらずして倫理上自覺の指導概念としての價值にある。例せば若し法人の概念の力によつて財産の概念が漸次其利己的偏倚を脱し、かく財産の倫理化によつて財産所有者の人格が道德的自覺への道に向けるるとせば、是れ法人の概念は一つの道德的假定たるの用を爲すのである。故に國家統一は一箇の抽象ではなく最も實有的なる最も活きたる人間至寶である。自覺は此統一によつて充實せられると共に之によつて限定せられる。蓋し國家の全態は課題にして個々の意志と不離なるが故、個人たる者は此全態の課題 Aufgabe der Allheit

を體し、此統一の下に自ら從屬すべきである。此統一が即ち個人は一切行爲に於て其意志を連貫せしむべき内容である。唯此内容即ち此客體に於てのみ個人は自己の主體即ち自己の自覺を純粹意志の課題として獲得し且つ主張することが出来る。抑も契約は一切の法の根本概念であつて一切の法的行爲は契約と見ることが出来る。片務的に見ゆる事も相手に連貫しないものはない。それで法學者は契約を或は意志一致の表明とも云い或は尙ほ一步進めて之を意志融合とも云つてをる。かく一切の法は契約に歸着するのであるから、法に據つて立つ國家が契約を其根柢としてをるは當然である。國家契約説を信ぜぬ者は契約が法の一般形式なることを見ぬのである。今自覺は即ち此契約に於て遂げられる。吾人の平常にあつて非我 Nicht-Ich は我 Ich に對しては畢竟外人である。契約は此外人的を除くものである。契約によつて他 der Andere は我及び汝 Ich und Du に轉ずる。此汝 Du は彼れ Er ではない。彼れ Er ならば畢竟他 der Andere であつて、其れ Es として取扱はれる恐あるものである。然るに汝及び我 Du und Ich は絶對的に不離であつて「汝」を「我」に貫くのでなければ「汝」とは言はぬ。而してこれつまり「汝」を思惟せずには我は「我」と思惟することが出来ぬことになる。自覺裡にあつてはさきの他 der Andere は不離の汝及

我 Du u. Ich に轉じたのである。自覺とは意志の統一を意味すとせば是れ即ち「我」と「汝」との融合に外ならぬ。意志が「我」と「汝」とを合一する。此統一が即ち自覺といふ課題を意味するのである。かく契約に於て成立する法人が道德的人格を成すのである。契約といふ法的行爲によつて「汝」と「我」と合一し、此合一が即ち自覺と成る。故に契約は自覺生成の必要且十分なる條件である。是れ國家に於てのみ人は道德的自覺に達するといふ所以である。

^{フオルク}民族と國家との別も明かである。民族は自然物である。「相對的團體」である。故に民族から道德的自覺は生成せぬ。歴史派に屬する法學者は法及國家を民族から發展するものと見る。國家は法の形を取れる民族なりと見る。併し民族といふ自然から如何にして法及國家は生成するか。或は云ふ民族に^{フオルクスガイスト}民族精神がある。此精神から生成するのであると。併し民族其物が直ちに精神であるか。民族が精神を有すといふのであるか。抑も^{ガイスト}精神とは自然ならざるものゝことではなければならぬ。かゝる精神は唯自覺から成る。吾人の所謂純粹意志の持主であり創立者であるものを精神といふべきである。して見れば自覺といふ課題である國家に於てのみ精神は生成するのである。然るを今却て先づ精神を豫想して然る後にこれより法及

國家を發展せしめんとするは順序を倒にしてをる。ましてや其精神を何の謂はれもなく自然物たる民族其物に固有せる如くに見るはいよ／＼受取れぬ説である。國家意志の統一的自覺を實にしつゝある國家の法と離れては民族のみならず祖國といふも亦畢竟自然的本能である。斯くては愛國心といふも未だ其が果して道德的なるかを知ることが出来ぬ。蓋し自然的本能としては愛國心も個我の情愛の範圍の次第に擴大せるものに過ぎぬから、依怙偏愛恩寵の性質を脱せぬ。是から直ぐに純粹意志の自覺は生成せぬ。後者は全態を體して始めて起るものである。但し是は民族祖國を國家と没交渉のものとするのでは勿論ない。民族は國家成形の手段である。一國家に統一せられねば民族は唯自然のまゝの種族たるに止まる。國家に統一せられて民族も其眞意義に達する。國家の法に於て人は自覺に達し、精神ガイストを成し、文化が始て起るのであるから、國家概念は即ち文化概念である。國家に於て人は Menschheit に達し、民族人種の偏倚を脱する。此の如き人類文化の概念に達して然る後に道德的に眞正なる愛國心起る。故に國家を熱望するは眞正なる愛國心の徴である。ドイツ民族に人種上の統一は缺けたことはない。又地理上の統一もあつた。唯國家統一を缺いてゐた。愛國の熱情は數百年來此國家統一の實現に注が

れた。伊太利人にあつても全く同様であつた。特にフランス人に於て然りである。フランス人は國家を成してから始めて眞の民族となつた。

而して國家が此の如き力を有する所以は國家が自覺といふ課題たるにある。國家の法に於て人は全態に參し自覺に達するからである。眞の文化は國家に於て成るからである。愛國は國民文化の花である。

〔コーエンの右の意見の後段に於て自然的衝動としての、從て其まま道德の根柢とはならざる所の愛國心と純粹意志より起る眞正の愛國との別を判然としてをるのは、氏の倫理立論の要旨に本づくもので最も重要な點であり、既に上來の論述によつて其主意は分つてをるが、尙ほあらゆる自然を脱すべき純粹意志が如何にして自然的本能たる愛國心と復た合一して眞正の道德的愛國を成すかの方案的解釋については別に議論を要する。是は後に論述しようと思ふ。つまり純粹意志と自然との關係論である。〕

法に於て道德的自覺が成る所以を今少しく溯りて論ずれば、先づ道德の主體たる意志が思惟と相違する點から考へて來ねばならぬ。思惟はいつも對象オブジェクトに向ふものである。對象と對立する所に思惟は成る。意志は對象に向つて住くものでなく行爲アクションである。

に向ふものである。若し行爲が我に對立する對象となつて仕舞へば意志の意志たる所は亡んで仕舞ふ。思惟との區別ばかりでなく欲望との區別も此にある。對象に向ふものは欲望である。欲望は外に向ふ。意志は内に向ふ。意志の主體其物に向ふのが純粹意志たる所である。意志の主體即ち内面を意識と云ふ言葉で表はせば、此意識が行爲として現はれねばならぬ。意識其物の遂行が行爲である。此意識の内容はといへば行爲として現はれんとする主體其物に外ならぬので、外に何等内容を抱くものでないから、此意識の内容を強いて對象視することにせば、之を對象の意識と區別して自己意識といふの外はない。此自己意識、約言すれば自覺が故に純粹意志の特徴となるのである。

此自覺を哲學者がこれまでいろ／＼に規定せんとしてをる。既にプラトンは之を複數に「吾々」として言表はしてをる。プロチノスは之を單數に「吾」^{ego}としてをる。後ちフイヒテは自覺を「我」Ichとなし此我を非我 Nicht-Ichとの對立から演繹せんとしてをるが、フイヒテのはつまり一切事物を指すのである。かかる事物界と對立せしめた所で道德の主たるべき自覺即ち我は出て來ぬ。人間界の裡で他の人間に相對して始て自覺たる我が出來ねばならぬ。されば非我は人間でなければならぬ。故

に自覺の生ぜんがためには人間仲間キミゴメンといふものが先づ出來ねばならぬ。併しながら經驗によつて知る多くの人間仲間と對立したのでは未だ自覺は生ぜぬ。我の本となるべき非我は多くの人の中の誰か一人といふのではなく、特定の他人 *der Andere* でなくてはならぬ。かかる他人は經驗によつて與へられる性質のものではない。

此他人が純粹に創造せらるる所に始て我が出來る。今純粹意志は行爲として遂げられるのであるが、凡そ行爲には二主體を必要とすることレヒツハンズルンゲ法的行爲に見える通りである。意志及行爲の自覺とは只自己一人が意識することではない。此自己が特定の他人を己の内に包み入れるといふのでなく之に己を關係せしめるのでなければならぬ。み包入れて仕舞へば只一箇の自己となつて仕舞ふ。甲が乙にも乙が甲にも呑み込まれて仕舞つてはならぬ。一が他によりて増大せられるのではならぬ。兩者は其箇別を保留せねばならぬ。其箇別を保留するが故に却て孤離せずして相關を生じ、此相關の上に自覺は成るのである。故に自覺は特定の他人を意識することから生ずる。兩者の別を沒せずして却て別の別たる相を明らかにして相關する所に合一が出來て、此合一が純粹意志の自覺を生ずる。從て此合一は只感情の爲し得る所でなく、思惟の力によるのである。意志は固より思惟アラヒカクトと情とを含んでゐる。

右の如き相關を呈するものは法に若くはない。法的行爲にあつては關係者双方が互に自己の分内を明瞭にすると同時に相手の分内をも精確に認容せねばならぬ。かくの如く双方の分内と相關とを精確分明に呈するものは獨り法のみである。これが道徳的自覺の學的論證を法に求むる所以倫理を方案上法の上に立てて、宗教藝術に據らぬ所以である。

宗教も固より個人を其個私的束縛から脱せしむるものである。これ一切宗教の期する所である。一神教の如き特に此主意を明かに示してをる。唯一神は即ち人類の統一を意味してをる。かの内地人にも外來人にも法は一つであるとは外來人を介して「人」といふ概念に達たしのである。而して是れ固より國の内外の別を没却した意味ではない。世界主義とは即ち無祖國なりとの誤想ではない。唯預言者等は「人を愛するを學んで祖國を愛することも出來ると見たのである。國人の中にも個人の中にも *Menschheit* を見るを極致としたのである。然かも吾人が宗教の上に倫理を立論せざる所以は宗教は愛を説くを本とする。愛から人間仲間も出來たのである。宗教が道徳上大に效あるは倫理史としては認める。只倫理の學的建設は自ら別路に據らねばならぬ。愛果して倫理の立論の本となれるであらうか。愛は

情である。然るに特定の他人と相對するを必要とする自覺は情のみでは成らぬ。特定の他人 *der Andere* は法が要求する所、國家が要求する所であつて、學的思想が要求する所である。情に一任しては特定の他人といふものは生ぜぬ。愛のみならばスピノザも斥けて居る。スピノザは智的愛と云つて居る。愛ある所には又憎もあり嫉妬もある。同情愛恤はカントも斥けて居る。宗教で説いた愛か特に不良の結果を齎したのは「隣を愛せよ」と云ふ言葉の解釋に困つた所が多い。隣とは本と遠近親疎の程度を含蓄する言葉である。或時は親族或時は種族又或時は宗教上の信仰を同じくするものを隣と解した。倫理で問題とする所はかく親疎さまざまの程度ある團體ではなく、自己が問題である。純粹意志の自覺に如何にして達するかの問題である。此自覺は特定の他人と對立連貫する所に成るべきである所に、此特定の他人を隣人として仕舞つては自覺の必要條件が無くなる。一全體をなすべき兩半に接近疏遠の別ある譯がない。是れ隣人の愛が道德的自覺を寧ろ暗ました意味である。愛は自己を擴げて他人に同情し他人のことを自己のこととするが、戀愛の如き此擴張が過ぎて若し他我共棲し得ざるときは自己を棄てるやうになる。戀愛ばかりでなく、藝術裡に起る美的愛の如き、個我は藝術に現はれ居るものに同情して自己

を没するものなるが然かも道德的自覺の精密なる意義を示すには不十分である。又例せばショーペンハウエルの説く如く個我が宇宙の本源に融會し了ると云ふのでは固より道德的自覺の生ずる餘地は無い。

要之自覺は認識の自我を指すのでもなく、又美的感情の自我をいふのでもない。宗教的感情によつて自己を増大するのでもない。意志と行爲との自發によつて自己を成すのである。此自己即ち自覺を成す徑路の精確分明なるものが即ち法である。宗教に於ては自我は他我と融合するにて、從て自我に合一せらるべき他我的範圍の廣狹大小の問題が存する。法にあつてはかかる範圍は初より問題でない。双方の融合は法的行爲其物のことである。即ち一箇の法的内容、法的關係の生起其ものであつて、二者が融け合つて仕舞ふといふのではない。畢竟は一箇主體が存立するのである。即ち新に生起せる一箇の法的關係は、我にあつては我の主體であり、彼にあつては彼の主體であるからである。かかる主體から法人の概念を得るのである。故に法人の概念が道德的自覺への道である。故に又翻つて見れば道德的自覺を離れて眞正の法は無い。倫理を離れて法理を説くことは出來ぬ。故に又行爲を離れて心念グンヌンを言ふことは出來ず、法的團體を離れて倫理上の個人を言ふことは出來

ぬ。公德私徳の別などは倫理上あるべきでない。

「コーエンの倫理論の方案的特色はかく法から道德の實體たる自覺が現すると見る點にある。數學的自然學から論理學を方案的に立論する如くに、法學から倫理學を方案的に立論せんとするが氏の見解である。」

道德的自覺を生成すべき法人は獨逸法にては共同體 *Genossenschaft* に表はる。共同體の法的特性は自然的個人と反對する所に見える。個人に反對すると共に個人の利害及目的に反對する。共同體に於ける物件は行爲に攝取せられて悉く同類のものとなる。此行爲從て意志の主體は何であるか。ここに法の主體の問題生ず。今意志存立は其統一にある。故に法の主體の統一も意志の統一に存せねばならぬ。共同體にあつては個人の意志は其事とする所でない。多數人の意志は分れたる意志として行はれずして却て其中に眞正の意志統一從て法の主體の概念が精確に表はれて來る。蓋し多數人の意志が或る合一をなして合一意志をなすに際し、此合一とは如何なるものかといふに、共同體に於ける法的行爲に本づくものである。法的行爲を成さしむる所謂處決 *Beschluss* とは個々の意志が一箇統一的意志に會合するところである。此統一的意志は最早や何れの個々意志にも屬せざるものである。尙ほ

存續する個々の意志の總和でなくして、却て後者を捨てて其代はりに立つたものである。かく個々の實際の意志を超へて統一として現はるる所が其が多數態でなくして全態である所である。然かも此統一の意志の法的處決が即ち共同體の法の主體を成すのであるから、此意志は理想的でありながら其實最も實有的である。此統一の理想的代表的意志が意志の統一をなし、ここに法人の概念を成すのである。此法人にあつては多數の個々は全く消滅するのであつて、正さしく全態の性質を示し、其統一たるや、全態の統一である。

かく法の主體に立脚して道德的人格を立論するのは、他のあらゆる方法によつて個人の個私を打破し自己を擴充せんとするよりは精確分明にして且つ其含蓄が厚いのである。他の方法は皆情の働きに依つてをる。例せば祖國の概念の如きも情の手段によつて自我を擴げんとするものである。愛國が利己心を遠ざけ、全體に對する思想を喚起したるは固よりなれど、又愛國の偏狹が世界主義と相容れざる如き有様を呈したことも事實である。個人が情によつて自己を擴げて個別的を去るといふばかりではまだ眞に統一なる自覺は成らぬのである。宗教的感情に就ても同様に言はれ得る。神を愛することがいつも人を愛するの保證となつたわけでは

ない。反之法人の場合では情は與からぬ。只法的行爲として行はるる意志行爲の事である。法人の主觀的自覺が道德的自覺の範をなすのである。個人が法の強制によつて其自覺を擴げて團體の意識に達するのであると誤り考へてはならぬ。法制と法學的概念とが純粹意志の自覺といふ倫理的觀念を實現するのである。

法人の概念に本づいて道德的自覺を立論する故に國家が實に道德的自覺生成の課題たるのである。蓋し共同體の意義は國家として完全に現はれるからである。ここまで論じ來つて以前に論述した所に連貫して考ふれば吾人の主意は分るのである。

反之婚姻、家族、種族、民族、祖國といふ如き自然的感情によつて進行する自己擴張はいつまで進んでも道德的自覺を明白に成さしめぬ。蓋し此等の團體は共同體と區別すべき團體 *Gemeinschaft* であつて、其性質が比較相對的のものである。畢竟それぞれ特殊のものである。全態の性に與からぬものである。此等が法によつて、共同體を成し、遂に國家を成して、全態に達して、始て道德的自覺を成すべき地に達するのである。

徳の論の所でコージェンは又同様の考を陳べて居る。徳の情的基礎 (*Affekt-Grundlage*)

を愛とするは不十分である。普通愛といふのは自然的本能である。戀愛の如きは一種の徳によつて淨化せられねばならぬ性質のものであるから之を徳の情と見る如きは顛倒である。藝術に於て戀愛が多少重きをなす如きとは趣を異にしてをる。プラトンの「エロス」論は倫理論上厄介物であつた。如何程「エロス」を理想化し微妙たる精神的のものに高めても之を本として道德を立てることは出来ぬ。特に愛は其自らの性質上可愛がるものである。可愛がるは寵愛となり、愛着となり、依怙となり、親疎の差等を生ずるものである。道德上愛を重んずるのは愛は已に着せず他人に向いて自他の間を通じて之を一にするもの、一箇共通の生活を現するものであるといふにあるやうであるが、此共通の生活とは畢竟相對的團體 *relative Gemeinschaft* である。自己が愛するだけの範圍に限りて之を自己と一樣に見るのでつまり特殊たるを免れぬ。一つ一つ自己の愛する所を集めて、自己に收めて出来る共通生活であるから多數態である。他の之と相似たる生活と比較相對に立つもので、一切の相對特殊の埒を打破したものでない。全態でない。自己の興味の届く所に限られてをる。徳の情的基礎たるべき情は人の如何によつて情を異にするやうなものでなく、苟くも人面に對しては平等に動き出づるやうな情でなければならぬ。愛の如く熱度の高

低を免れぬものは特殊を超へて絶對平等の共通生活の基たるにはまだ十分でない。家族、種族、民族などは勿論其他種々の特殊團體、教會の如きすら此濃淡を免れぬ情の働きを混せてをる。家族より民族といふやうに次第に自然的發達を遂げて、擴がつて、結局全態に達すと思ふべきではない。全態は自然的發達の結果到れるのではなく、道德的思惟の熟成によつて一朝其光を見はすものである。程度のあるものでない。徳の情的基礎たるべき第一の情は全態を體する所から起るものでなければならぬ。愛がいつも特殊の團體を造ることは愛は他に向ふと雖も自己を本として此自己を擴げるに過ぎぬことと密接に關係してをる。反之若し他人を出立點とする情あらば是れ全態への方向を指すものである。羞耻と畏敬の情 (Scham, Ehrfurcht) こそかかる情ではなからうか。羞耻と畏敬とは人が個我の執着を脱して他人の尺度他人の鏡の下に自己を置くを現はす。此情から進んで徳の情的基礎を求むれば面目 (Ehre) の情に外ならぬ。此面目が欲望^{エーレ}を言表はす言葉と結付けば不徳の語となる。名譽心 (Ehrliebe, Ehrsucht, Ehrgeiz) 是れである。面目といふ語其物には欲望を意味するものが秋毫も無い。吾人の倫理論は法と密接であるが法と面目とは又密接してをる。面目は宗教の方では神の面目であつて人間の面目も此神の面目の分身とも

見られてをる。面目は品位ウエルテよりも穩當正當に人間の價値を言表はす。吾人は凡て人間の面貌を被ふるものに對して面目の情を催ふすのである。人間の面目を感ずるのである。面目に於て人間の平等を會するのである。故に面目は道德の通貨の如きもの、平等の符の如きものである。人間の本來は其面目である。人間としての面目である。又法律も政治も人間の面目を本として始て正しい。政治上此面目の情の發現したるは中世に於て教會の專權に反動して騎士武士階級の面目として現はれたに始まる。されど是はまだ純なるものでなかつた。特殊階級に附隨したものである。特殊階級を超越して人間の面目となつて徳の情である。道德を人の本來とすれば此本來を適確に表するものは面目である。徳を道德持續の指導者とすれば面目に勝る徳の情的基礎はない。蓋し愛は我 Ich から湧き出て、面目は汝 Du から出づる。面目は汝 Du を介して吾々 das Wir を成すものである。面目は人間面目の情なるが故に此情に本づいて人間の平等に達する。文化とは何ぞやといふに地上如何なる種族民族も國家を成形する可能性を抱くものと見て人類の生活を諸國家の聯合の地位に進むることは是れ文明の根本思想である。而して是の如き境涯の實現に寄與すべき天職を帯びてをるのが各個の種族の面目である。

愛が自我を中心として擴げられたる相對特殊の共通生活裡に働く趣を異にして、面目は直ちに平等絶對の人間性に對して起る情なる故、此情を養成する所は全體を體する法及國家である。國家に於て始てかの特殊相對の團體に附隨する間違つた面目、虚榮、高慢を斥けて眞正の面目が養はれる。例せばキリスト教徒と猶太教徒との間に宗教的感情の相違あつて互に自ら高しとする似而非なる面目を打破して、平等道德の思想を養ふものは國家の外にはない。宗教は國民國家の異同に拘はらず、却て此等異同を超へて人類平等の感に導くものであると云ふが其實宗教は教會の形に於て却て特殊の共通生活を現し自ら高しとして他を劣惡なる異教徒なりと思はしめたと歴史上の事實である。而して却て一國家の下に平等の臣民として全體に攝せられて宗教信仰の相違を超脱せる情を養ふことが出来る。是れ國家成立の性質上然るのであつて、所謂人類平等の思想感情は國家を超越して起るのでなく、國家裡に於てのみ眞によく養成せられる。人類統一は各國家の箇別を撤去するによつて達せられるのでなく、唯諸國家の聯合としてのみ達せられる外は無い。

最後にコーエンの倫理論のメトードに就て、氏は眞理の根本要求として眞理の根

本法則 (Grund-Gesetz der Wahrheit) なるものを立て、之を倫理と論理の一致としてをる。論理は純粹思惟の論理であつて、自然即ち自然學が認むる自然の根底を明らかにするもの、倫理は純粹意志の倫理であつて、道德の根底を明らかにするものであるが、既に純粹意志といふとき自然を豫想してをる。あらゆる自然的から純粹となるといふ裏面には自然を無視しては道德の存立を語ることを得ざる意味がある。自然を拒絶し了つて人間道德の存立するわけがない。一切自然的から自由となつた純粹意志は故に無内容の形式ではなくして却て豊富盡きざる内容を得て來ねばならぬ。自然に局すれば内容は其局した所に限られて仕舞ふが、自然から自由となれば局せないのであるから潤澤なる内容を得るのである。此自然との一致を見ねば道德は存立せぬ。是れ論理と倫理との一致を眞理の根本要求即ち根本法則とする所以である。自然に着いて仕舞へば道德は成らぬ。道德は純粹意志の創造である。(純粹意志は又自ら成るものである)。されど自然を全然斥け了れば又道德は存立せぬ。民族、祖國の自然的感情に直ちに本づけて道德を立つることは出來ぬが然かも國家は到底祖國的國家を極致とするものでめる。祖國に本づく國家實に是れ國家の極である。かく道德は一面自然的を脱する所に立つと雖もつまり自然と調和せぬ

ばならぬものである。此一致調和を可能ならしむるものは神の「イデー」(Idee Gottes)である。

コーエンにあつては神とは神の「イデー」である。純粹意志もつまり「イデー」である。従つて道徳的自覺も課題である。凡て眞の實在とは「イデー」のことである。神の實在とは神の「イデー」を外にして何處に之を得べきであらうか。此神の「イデー」が道徳と自然とを調和するものである。道徳と自然との調和は眞理の根本法則であるから、神の「イデー」が即ち眞理の「イデー」である。而して神の「イデー」が兩者の調和をなすとは神の超越性が然からしめるのである。神の超越性なくては兩者の調和は出來ぬ。超越とは何ぞ。神は自然裡にあるのでもなく又道徳裡にあるのでもないといふことである。調和とは合一せしめて同一體となすのではない。自然と道徳とは其差別を失はぬが、只兩者は互に相距るもので何等通有の興味問題のないものとか、或は兩界は相容れざる反對に立つものであるとか考ふべきでない。兩者相違する故に調和を要するのである。此調和は神の「イデー」に存する。神は自然をも道徳をも超越して居るが、此超越は畢竟此超越の力によつて道徳は自然を超越せず、自然は道徳を超越せなくてもよいといふ意味である。つまり神の超越性によつて道徳自

然の相互超越の要なからしめるのである。是に依ては道德は顧みて自然に依ることが出来る。自然は又是に依て道德に見捨てられて荒むに及ばぬことになる。従て道德と自然との一致を齎らさんために或は美學に或は心理學的感情に訴ふる必要がなくなる。(コーエンの神の超越性云々の此論は思ふに眞源其物は自然にも道德にも即せざるもの、即せざるが故に道德と自然とは又離せざるものといふやうなことと同意味である。氏は凡神教を全然斥けるから如上の一種獨特の論をなすに至つたことと思はれる)。

氏は倫理の立論を宗教及藝術から獨立せしめて居るが固より三者が無關係といふのではない。其徳論の最後に *Immanenz* を論ずる所に道德の熟成が宗教藝術の境と一致することを見て居る邊は最も教訓に富んでをる。

卑見を一言せんに現代に於て個我を萬事の中心とする傾向から道德と雖も美とか愛とかいふ方面で説かんとする傾向が多いではないかと思ふ。かくて道德は個我の擴大、自己主張の増大となつてゆく恐れが多い。コーエンの思想はカントの法を重んずる精神と趣を一にするもので、利己と紛らはしき道德説は明晰に之を斥け

て居る。其道德を法に本づけて立論せるは法の大に發達してをると思はるる西洋にあつてはさもあるべきことと思ふ。我邦で從來禮儀を道德の基本としたのと同主意である。禮儀も法 Recht も廣く法である。法を體する所に氏の所謂全態が成る。又愛に對して面目の情を説き、之を徳の基本的情としたのは廉恥面目の情を主としたのである。今日は同情、愛、美を多く言ふが、廉恥、義、法を敬愛する精神を一層重く見ねばならぬ。コーエンの論は固より普遍的學理の上に立つもので、時代の道德實際問題に動かされたのでは無いが、實際問題も固より普通の理に據つて論ぜねばならぬ。(終)